

「県と市町の施策・事業のあり方についての見直し」
平成 23 年度 取りまとめ(案)

「県と市町の施策・事業のあり方についての見直し」 平成 23 年度 取りまとめ(案)

第 1 章 県・市町を取り巻く現状と課題

1. 現状

平成 12 年 4 月、地方分権一括法が施行され、国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止、国の関与のルール化等が図られ、国と都道府県と市町村は対等の関係となりました。

平成 16 年、滋賀県では「滋賀県・市町パートナーシップのあり方検討協議会」を設置し、市町と県の役割分担について検討を行いました。その中で、市町は、住民に最も身近な自治団体として住民の日常生活に直結する仕事や、地域における事務で県が処理するとされるものを除いたものを総合的に処理することとし、県は、市町を包括する広域の地方自治体として、広域にわたるもの、市町の連絡調整に関するもの、規模または性質において一般の市町が処理することが適当でないものを担い、必要に応じて市町を補完することとして、市町と県の役割分担について整理しました。

そして、いわゆる「平成の大合併」により県内 50 市町村が 19 市町となり、基礎自治体の行財政基盤が拡大しました。湖東地域(1 市 4 町)や長浜市においては、定住自立圏構想の取組が進められています。

また、国においては、地方分権改革推進委員会による第 1 次から第 4 次までの勧告と 2 つの意見を受けて、平成 21 年 12 月に「地方分権改革推進計画」が、平成 22 年 6 月に「地域主権戦略大綱」がそれぞれ閣議決定され、さらに平成 23 年には同計画を踏まえ第 1 次地域主権改革一括法が、同大綱を踏まえ第 2 次地域主権改革一括法が成立しました。

このように、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革が進められており、特に、住民に身近な行政はできる限り基礎自治体にゆだねることを目指して、地方行財政改革が行われています。

2. 課題

このような環境変化に対応し、それぞれの自治体が個性豊かで活力ある地域社会を実現させるためには、持続可能な行政運営による質の高い行政サービスの実施が必要不可欠です。

また、市町村への権限移譲が推進されることから、国・都道府県・市町村におい

て重複する事業の解消や責任の明確化による、効率的・効果的な行政運営が重要になってくると考えられます。

さらに、社会経済状況等の影響による厳しい財政状況の下、職員数も削減されており、限られた経営資源を有効に活用した施策・事業の実施が求められています。

このような状況の中、行政サービスの受け手である住民の視点から望ましい姿を構築するため、県と市町の役割を明確にし、重複する施策・事業の見直しによる効率性の確保と、広域で対応することが効果的である施策・事業の事務の共同化等、県と市町の施策・事業のあり方の見直しが求められているところです。

第2章 検討の方向

県と市町の役割分担については、平成16年の「滋賀県・市町パートナーシップのあり方検討協議会」での検討結果から大きく変わるものではないと考えられることから、この考え方を基本とし、県と市町の施策・事業のあり方について、次の3つの方向に沿って検討を進めました。

1. 住民の視点を基本とした検討

市町と県は、住民等の主体的な公共的活動を優先に考え、住民自治を充実するとともに、住民福祉の増進を図る役割を果たす必要があることから、住民の視点を基本として、地域の事情に照らし最適なサービスを提供するための検討を行うこと。

2. 対話システムによる検討

市町と県との適切な連携・協力関係のもと、具体的な施策・事業に係る課題の議論を行うため、市町・県の担当職員で構成する「地域の自主性及び自立性を高める改革のための市町・県推進会議」(以下、「市町・県推進会議」という。)において、ボトムアップによる検討を行うこと。

3. 現状を踏まえた具体的な検討

最適なサービスの提供を行うため、「事務の共同化」および「二重行政の解消」を検討すべき施策・事業に関する市町・県調査(以下、「事務の共同化等市町・県調査」という。)を実施し、現状を踏まえた具体的な検討を行うこと。

(参考)

「滋賀県・市町パートナーシップのあり方検討協議会」での検討結果

<市町の役割>

- ・ 地域の生活に密着したものなど市町の責務として行なうもの
- ・ 地域の実情に応じた取組が必要なもの

- ・ 住民にとって市町が行なった方が利便性が高く、効率的、効果的なもの
- ・ 受益範囲が単一市町に限定されるもの
- ・ 単一市町における活動を対象とするもの

< 県の役割 >

- ・ 広域的な行政需要・行政対象への対応
- ・ 国・他府県・市町間の調整等を要するものへの対応
- ・ 高度な技術・専門性を要するものへの対応
- ・ 県域レベルで活動する公的サービス等を担う人材の養成・活用
- ・ 県域全体の方向性を導く取り組み

第3章 検討の経過および結果

1. 検討の経過

5月18日、市町・県推進会議を開催し、「県と市町の施策・事業のあり方についての見直し」の取組内容や進め方について意見交換を行うとともに、現状を踏まえた具体的な検討を行うため、「事務の共同化」および「二重行政の解消」を検討すべき施策・事業について、市町・県それぞれが調査することを決定しました。

6月から7月にかけて、検討すべき施策・事業、その概要、課題、対応策を調査項目として、「事務の共同化等市町・県調査」を実施したところ、市町から46件、県から8件、合計54件の施策・事業について提案がありました。

8月30日、市町・県推進会議を行い、54件の検討対象施策・事業について市町・県それぞれから概要説明を行いました。

この会議では、市町が基礎自治体として住民に身近な行政サービスを主体的に担う役割であり、一方、県は市町で担うことが困難な事務やより広域的で専門的な行政需要に対する事務を担う役割であること、また、そのような考え方に基づいて国の制度改革も行われていることについて改めて確認を行うとともに、その後、54件の施策・事業について質疑応答や意見照会を行い、市町・県においてさらに検討を深めました。

一方で、10月には、住民の視点を踏まえた望ましい姿を構築するために、住民の声として県政モニター、事業者の声として滋賀経済団体連合会の加盟団体を対象としてアンケートを実施し、256人、4団体から回答を得たところです。

また、会議の議論を補うため、県担当者が市町を訪問し、施策・事業の内容や今後の進め方などについて意見交換を行いました。

11月11日、市町・県推進会議において、検討対象施策・事業に対する市町・県の追加意見等の説明や報告書骨子案について意見交換を行いました。

12月26日、市町・県推進会議において、「県と市町の施策・事業のあり方」について理解を深めるために、学識経験者から「市町村・県の役割分担と事業運営の再構成をめぐって」について講演後、意見を伺いました。また、取りまとめ案

について意見交換を行うとともに、当該案を滋賀県・市町調整会議において確認することとしました。

こうした検討を通して、次の3つの共通課題が明らかになりました。

「経営資源の効率的・効果的な活用」

市町・県ともに厳しい財政状況の下、限られた人員や財源といった経営資源の効率的・効果的な活用が求められていること。

「ニーズに対する専門性の確保」

法令等において市町が実施するよう明確に位置づけられている事務や、地域住民に密接に関連し、市町が主体となって実施すべき事務であっても、専門性を有する職員の不足から対応が困難となっている分野があること。

「行政課題の複雑化・多様化への対応」

個人の価値観やライフスタイルの多様化、社会環境の複雑化等に伴い、解決が困難な行政課題が増加していること。

なお、検討過程においては、県による提案だけではなく、市町・県双方から課題となる施策・事業を提案し、時間をかけて意見を出し合いました。

そうした中で、県が市町に影響するような施策・事業を執行する際に、事前に市町と十分に協議・調整をしてほしいという意見や、本来、市町が実施すべき施策・事業について一元化して県が実施することを求める意見などがありました。

また、市町と県の職員同士のコミュニケーションが以前よりも少なくなっているのではないかと指摘も多く聞かれたところです。

2. 結果

当初、「事務の共同化等市町・県調査」の実施に際しては、「事務の共同化」および「二重行政の解消」によって課題に取り組むことを想定していましたが、調査したところ、「二重行政の解消」は市町・県どちらかだけがその課題に対応するのではなく、同一の行政課題に対して市町・県がそれぞれの役割を適切に果たしていくことで対応すべきであることが明らかになりました。

そこで、「二重行政の解消」を「(市町の) 施策・事業の執行支援」と「(県の) 執行方法の見直し」に分け、「事務の共同化」と合わせて3つの分類に整理しました。

また、市町・県から提案された54件の施策・事業について、類似するものなどを整理し、23件の施策・事業について取り組んでいくこととしました。

【施策・事業の分類】(別表参照)

施策・事業の共同化

市町と県、または各市町間の施策・事業の共同化について検討を行います。

情報システム等専門性が高く一定の規模があることが望ましいもの、地方税務事務等、事務が類似・定型的で裁量の余地が小さいもの、広域的に実施することで効果的な事務処理が可能になるものなどがあります。

取組にあたっては、基準の統一、業務の標準化、セキュリティの確保、組織体制、事務分担や費用負担等についての対応策を検討する必要があります。

施策・事業の執行支援

市町の施策・事業の執行において専門的知識・技術を要する場合等の県の支援について検討を行います。

建設工事の検査業務など専門的な知識や技術を要し、職員の育成が必要なもの、企業誘致の情報発信など市町と県が連携して取り組む必要があるもの、また、児童虐待相談など課題が複雑化・多様化しているものなどがあります。

取組にあたっては、市町と県の連携・協力や役割分担のあり方を明確にし、市町で担うことが困難な事務やより広域的・専門的な行政需要に対応する事務を担うといった県の役割を踏まえ、対応策を検討する必要があります。

執行方法の見直し

県の施策・事業の執行において見直しが必要なものについて検討を行います。道路・河川維持管理事業など県が事業を実施する際に、事前に時期や方法等について、市町と十分に連携すべきものなどがあります。

取組にあたっては、市町と県で十分に情報共有しつつ、住民に最適なサービスを提供する視点を基本として、対応策を検討する必要があります。

なお、この他、県が市町の財政負担を伴う間接補助制度を創設、変更する場合には事前に市町と十分に協議・調整すべきではないか、市町の会計を経由するだけの補助（いわゆるトンネル補助）については、県から申請者に対して直接補助する制度に変更すべきではないか、などの提案がありました。これらについては、平成 24 年度に引き続き検討します。

第 4 章 今後の展開

1. 取組に向けた検討

別表記載の施策・事業については、市町・県の各担当部局間または関係団体で構成する協議会等において、取組の方向を踏まえた具体的な協議や検討等を行い、可能なものから順次実施します。

たとえ小さな課題であっても市町・県両者が真摯に向き合い、議論を積み重ねていくことで、市町と県の職員が、そして市町と県が、より良好な関係を築いていくことを目指して取組みます。

2．取組状況の把握

この取組の着実な推進を図るため、市町・県推進会議で取組状況や課題等を把握し、必要に応じ議論を進めます。

3．次年度の取組

国の動向を踏まえる必要があるなどとして、平成 23 年度の検討を見送った「関与のあり方の見直し(一括交付金化を含む)」および「権限移譲」について、平成 24 年度に検討することとします。

別表1 【施策・事業の共同化】

	施策・事業名	概要	取組の方向
1	情報システム	<p>県と市町および各市町間で共通（類似）する業務にかかる情報システムの共同利用を進め、事務処理の迅速化、効率化と行政サービスの向上、行政コストの削減を図る。</p> <p>（共同化の具体例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請・届出事務 ・公共施設の利用予約システム ・基幹系システム（住民情報・税・福祉等）等 	<p>「おうみ自治体ネット整備推進協議会」において、情報システム共同利用の実現に向けて検討する。</p>
2	地方税務事務	<p>地方税務事務を共同処理し、税務執行体制の強化や行政コストの削減を図る。</p>	<p>「滋賀県地方税務協議会」において、税務機関の共同設置について、その効果や課題を整理、検討する。</p>
3	空中写真撮影業務	<p>固定資産税の地目判読や各種地図の整備等のため、市町ごとに定期的に実施している空中写真撮影業務を一括発注することにより、行政コストの削減を図る。</p>	<p>一括発注により経費節減につながると考えられるため、定期的に空中写真を必要とする部署により構成される協議の場において検討する。</p>
4	下水道施設に関する啓発事業	<p>市町と県が共同で啓発活動を行い、住民の排水に対する意識を高め、施設への負荷低減につなげることにより下水道施設の長寿命化を図る。</p>	<p>「下水道推進協議会」等において、啓発内容や対応策等の共同化が図れるものについて検討する。</p>
5	建設工事、コンサルタント業務等の入札参加資格審査	<p>建設工事、コンサルタント業務等にかかる入札参加申請の受付業務を共同化し、入札参加者および行政双方の事務軽減、経費節減を図る。</p>	<p>共同化を希望する市町と県で検討会を設置し、入札参加資格要件の統一や費用負担等について検討する。</p>
6	建設工事、コンサルタント業務等の電子入札	<p>「滋賀県電子入札システム」の再構築にあたり、市町においても共同利用可能なシステムとして構築し、入札参加者および行政双方の事務軽減、経費節減を図る。</p>	<p>共同化を希望する市町と県で検討会を設置し、入札実施方法の統一や費用負担等について検討する。</p>
7	道路・河川維持管理事業	<p>道路・河川の維持管理（除草・除雪等）について、市町と県が一層連携を密にすることで、事業の効率的・効果的な実施を図る。</p>	<p>各施設の管理者が協議し、実施時期、方法等を調整することで、できる限り効率的・効果的な実施を検討する。</p>
8	公営住宅募集事業	<p>市町と県の公営住宅について、募集情報の提供方法を見直し、利用者サービスの向上を図る。</p>	<p>県営住宅の募集案内のHPと各市町公営住宅の募集案内のHPを相互にリンクする等により、利便性の向上を図る。</p>
9	物品・役務電子調達システム	<p>県の「物品電子調達システム」の再構築にあたり、市町においても共同利用可能なシステムとして構築し、入札参加者等および行政双方の事務軽減、経費節減を図る。</p>	<p>共同化を希望する市町と県で構成する「電子調達システム共同利用検討部会」において、実現に向けた検討を行う。</p>

別表2 【施策・事業の執行支援】

	施策・事業名	概要	取組の方向
1	情報システム (再掲)	県と市町および各市町間で共通(類似)する業務にかかる情報システムの共同利用を進め、事務処理の迅速化、効率化と行政サービスの向上、行政コストの削減を図る。 (共同化の具体例) ・電子申請・届出事務 ・公共施設の利用予約システム ・基幹系システム(住民情報・税・福祉等) 等	「おうみ自治体ネット整備推進協議会」において、情報システム共同化の実現に向けて検討する。
2	軽自動車税課税業務	軽自動車税の課税業務を見直し、行政コストの削減を図る。	国における自動車税諸税に関する議論の動向を注視しながら、軽自動車税の課税業務の効率化等について研究し、県は市町に対して必要な支援を行う。
3	建設工事検査技術の向上	市町の建設工事検査技術について、県の支援により検査技術の向上を図る。	県は、市町の検査技術の向上を図るため、引き続き市町職員を対象に工事検査にかかる専門研修を実施するほか、必要に応じて県が実施する建設工事検査における市町職員の臨場を調整する。
4	企業誘致の情報発信	市町と県が一層連携を密にすることで、企業誘致の情報発信にかかる効率的・効果的な実施を図る。	「産業立地推進協議会」等における取組を通じ、より一層市町と県が連携した情報発信を行う。
5	通訳・翻訳者の人材登録制度	県域における通訳・翻訳者の人材登録制度を創設し、住民の多国籍化に対応する。	「滋賀県市町多文化共生ワーキング」において、通訳・翻訳者の人材登録の考え方や必要性等を検討する。
6	手話奉仕員等養成研修事業	市町が手話奉仕員等養成研修事業を実施しやすいよう、県は、必要な支援を行う。	手話奉仕員等養成研修事業の実施に関し、市町間の情報交換の場を設けるなど、県は、その推進に向けた環境整備を行う。
7	国民健康保険事業	相対的に低所得の加入者が多く、年齢構成も高いため、財政基盤が脆弱な国民健康保険について、県単位で運営を行い、安定的な運営を図る。	国における議論の動向を注視しながら、安定的な医療保険制度になるよう、県、市町をはじめ関係者で構成する組織において一定の考え方をまとめる。
8	児童虐待相談	複雑な要因や多様な問題を抱える事例では市町の対応も難しくなっているため、市町と県が一層連携を密にし、児童虐待対応の充実を図る。	県の専門知識や技術を活用して市町を支援できるよう人員の配置、スーパーバイザーの派遣、「市町向け子ども虐待対応マニュアル」の改訂、「市町要保護児童対策地域協議会」の機能強化、市町職員への研修の一層の充実等を図る。
9	橋梁点検、維持補修事業	橋梁点検技術について、市町と県が連携して双方の技術向上を図る。	橋梁の長寿命化計画に基づく維持補修について、現場確認や県建設技術センターでの研修を通じ、市町と県が連携して双方の技術力の向上に取り組む。
10	砂防・河川等の防災対策事業	砂防・河川等の防災対策について、市町と県が一層連携を密にし、住民に対して説明責任を果たしていく。	砂防では、各土砂災害防止対策地域連絡会等において、一層の連携を図る。河川では防災対策に関して市町に問い合わせの多い事例について、県がQA集を作成する等、県は市町に対して必要な支援を行う。

別表3 【執行方法の見直し】

	施策・事業名	概要	取組の方向
1	自然公園管理事業	自然公園管理事業について、委託先の現状把握に努め、事業実施の円滑な推進を図る。	自然公園管理事業について、委託先である市町の事務負担の軽減等の観点から、委託のあり方について検討する。
2	有害鳥獣対策事業	湖東地域における有害鳥獣対策について、市町と県で類似した推進体制を見直し、事業の効率的・効果的な実施を図る。	現在、広域の鳥獣被害対策の推進体制について検討しているところであり、「湖東定住自立圏有害鳥獣対策部会」についても併せて調整を図る。
3	都市農村交流事業	農家民宿開業の手続き方法を見直し、農家の利便性向上と円滑な開業の推進を図る。	県は新たに農家民宿等に取り組もうとする市町への支援等に重点を置き、一定の数の農家民宿が開業し交流活動が行われている市町においては、当該市町が主体的に取り組むことについて検討する。
4	県建設事業等市町負担金	県建設事業等市町負担金について、市町と県が十分に意見交換を行い、制度の透明化を図る。	市町負担金の内容については、今後も積極的な情報開示に努め、市町からの意見をできる限り事業に反映させていく。 今後の取扱については、国直轄事業負担金等の制度改正の動向を踏まえ、引き続き県と市町との「協議の場」において検討する。
5	道路・河川維持管理事業（再掲）	道路・河川の維持管理（除草・除雪等）について、市町と県が一層連携を密にすることで、事業の効率的、効果的な実施を図る。	各施設の管理者が協議し、実施時期、方法等を調整することで、できる限り効率的、効果的な実施を検討する。
6	河川愛護事業	河川愛護事業について、委託先の現状把握に努め、事業実施の円滑な推進を図る。	河川愛護活動について、その担い手である各自治会において、高齢化等の問題が生じてきていることから、県と委託先である市町において自治会の作業等の負担軽減について検討する。